（事務連絡）

令和２年５月１９日

（一社）京都市老人福祉施設協議会会員各位

京都市保健福祉局

健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課

緊急事態宣言地域の一部解除を踏まえた特別養護老人ホーム等における面会について

平素は，本市市政の推進に，格別の御支援，御協力を賜りまして，厚く御礼申し上げます。

令和２年５月１４日付で公益社団法人全国老人福祉施設協議会から発出された通知において，面会制限の考え方の整理が参考として示され，緊急事態宣言が解除された地域に所在する特別養護老人ホーム等の入居施設での，面会制限の例外的な取り扱いを行うに当たり，考えられる満たすべき条件が示されております。

当該通知においては，緊急事態宣言が解除された地域においても，**面会を原則禁止とする**ことをはじめ，**利用者に対する対応についてこれまでの取扱いに変更がない**ことが示されております。また，京都府においては，現在も緊急事態宣言が発動されているところです。

引き続き，面会は，可能な限り緊急やむを得ない場合を除き制限する等の対応を徹底していただくよう，改めてお願いいたします。